



学校図書館部会報 70

発行日：2022 年 7 月 13 日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋 恵美子）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303

Tel.042-743-1449（Fax 共通） E-Mail：gakutobukai@jla.or.jp



I N D E X

学校教育情報化推進計画案への意見	学校図書館部会長 高橋恵美子・ 1
京都府内公立小中学校「学校司書」配置状況について＜2021＞概要＊	
京都府立高等学校教職員組合学校職員部司書委員会……………	3
総会記録	学校図書館部会 幹事会 …… 7
部会からのお知らせ	……………12

＊許諾を得て掲載しています



学校教育情報化推進計画（案）に関する意見の提出について

高橋恵美子

5 月 14 日、学校図書館部会のメーリングリストに、部会員から「学校教育情報化推進計画案」へのパブリックコメント（5 月 20 日提出期限）が行われていることを知らせる意見があり、部会として対応したものかを検討していましたが、急遽意見を取りまとめることになりました。協会執行部とも協議し、協会名・理事長名で出すことになり、意見の取りまとめを行いました。意見募集を行ったのは、文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチームです。以下は、2022 年 5 月 20 日に提出した意見の内容です。

学校教育情報化推進計画(案)に関する意見学校教育情報化推進計画(案)に関する意見

公益社団法人日本図書館協会 植松貞夫

学校教育の情報化について、学校図書館への言及がないことを残念に思う。課題解決型学習や探究的な学習において、学校図書館の利活用は不可欠である。第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 30 年 4 月)においても、学校図書館の情報化についての記述がある。(意見分類第 1 部 1)

GIGA スクール構想で児童生徒 1 人 1 台端末や高速大容量通信ネットワークの整備が促進されたが、学校図書館に Wi-Fi 環境が整備されない、学校図書館に端末が配備されない、学校司書にアカウントがもらえない、などの声があがっている(『学校図書館をめぐる諸問題 日本図書館協会学校図書館部会 第 49 回夏季研究集会東京大会報告集』より)。学校図書館の情報化の推進は、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 30 年 4 月)にも記述があり(p.15)、国の基本計画の整合性という視点からも、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」についての言及が必要である。(意見分類第 1 部 1)

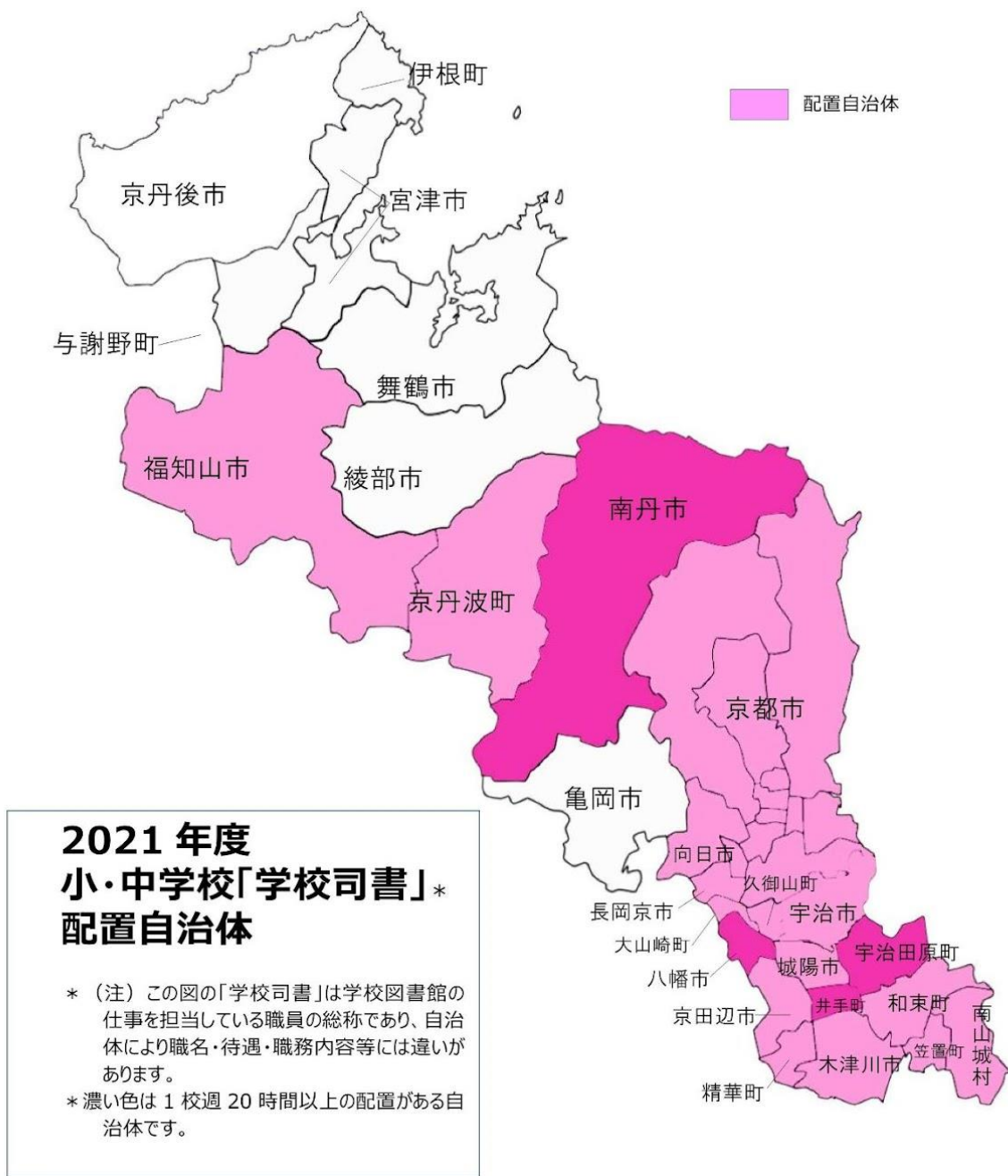
第 1 部 1 の(1)の冒頭の「・」において、PISA2018 による生徒の学力の課題があがっている。この文の()内の文章に「複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど」がある。こうした力を育成するために、多様なメディアを同時に扱うことのできる学校図書館を活用した学習が必要である。近年、授業における学校図書館の利活用状況の割合があがっている(令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」)。学校図書館の資料は紙媒体の資料だけではない。インターネット情報と紙媒体の資料を比較するとくみは、情報を考える上で大きな教育効果をあげている。「ICT の環境整備」に学校図書館の利活用についての記述を加える必要がある。(意見分類第 1 部 1)

学校図書館の読書活動に関する情報提供においても、ホームページの開設やインターネットを活用した情報発信など、コロナ禍もあって増えている。学校教育の情報化において学校図書館が取り残される危険があり、学校図書館がもっと積極的に利活用されるような環境整備に関する記述を加えてほしい。(意見分類第 2 部 1)

学校図書館は、「読書センター」機能、「学習センター」機能に加えて、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」機能を有している。この機能を果たすために、学校図書館の情報化は必要不可欠である。学校教育の情報化について、学校図書館に関する記述を加える必要がある。(意見分類第 2 部 1)

日本図書館協会学校図書館部会は「学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針」(2020 年 6 月、現在、一部修正版を準備中)を作成した。当初、障害を理由とする差別の解消を目的としていたが、発達障害等、また日本語指導を必要とする児童生徒なども対象とした。こうした困難を抱える児童生徒の多様なニーズに応えるためには、アクセシブルな資料の収集などとともに電子図書が読める環境の整備及び他図書館との相互貸借・協力が必要である。学校図書館の情報化についても記述を加えてほしい。(意見分類第 2 部 1)

*著作者の許諾を得て掲載しています



「第4次学校図書館図書整備等5か年計画」(H24・2012～H28・2016)

文部科学省リーフレット「みんなで使おう！学校図書館」によれば「1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1人程度配置することが可能な規模を措置」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/20211111-mxt_chisui02.pdf

「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」(H29・2017～H33・2021)

「小中学校に学校司書をおおむね1.5校に1人程度配置することが可能な規模を措置」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000473953.pdf 「平成 29 年度文教予算のポイント（概要）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000461924.pdf「161222 学校図書館 5 か年計画 - コピー」

日本図書館協会学校図書館部会 2022 年度定期総会記録（第 38 第 2 年度）

2022 年 6 月 4 日（土）14:00～16:00 に、日本図書館協会において、学校図書館部会定期総会が行われました。以下、その概要をお知らせいたします。（幹事会）

※発言はすべて要旨のみ略して記載しています。

※質疑応答・意見・審議協議等における「Q」は質問、「A」は答弁、「○」は意見・討論等です。

※2022 年度事業計画は図書館雑誌 5 月号に掲載されています。2021 年度事業報告は協会の代議員総会で報告された後、「図書館雑誌」8 月号に掲載予定です。

高橋恵美子部会長挨拶

2020～2021 年度の総会は、新型コロナウイルスの問題があって書面による議決をお願いすることになった。それを可能にしていた特例規程は 2021 年 6 月末日までとなっていて、その後は各部会の部会規程を整備する必要がある。そういう事情で、二年ぶりにリアル会議での総会の開催となった。今回はオンライン参加も設定したが、オンライン参加について定める部会規程の改正は今日これからの議題ということもあり、オンライン参加の方は傍聴ということになる。規程が改正されれば、来年度からはオンラインで部会総会ができることになる予定である。本日会場にいるのはほとんどが幹事で、部会員若干名であり、多くはオンライン参加（傍聴）となっている。オンライン参加（傍聴）の方も含めて、総会への参加をよろしく願いたい。

議長選出

議長に、関根真理氏（東京）と佐藤千春氏（東京）を選出し、議事に入った。

定足数の確認

幹事会から、出席 14 名、委任状 99 名、合計 113 名の出席者および委任状があることが報告された。部会員総数は 346 であり（4 月 8 日現在）、部会規程により総会の成立に部会員の 10 分の 1 以上の出席を要するため、定足数は 35 となる。出席者と委任状を合わせ、これを超えているので、議長により総会の成立が確認された。
（なお、委任状 99 名のうち、オンライン傍聴参加の申し込みは 16 名）

1. 2021 年度事業報告及び部会からの報告について

高橋部会長（説明要旨）

協会事業報告書に基づいて、2021 年度の部会活動及び学校図書館に関連する協会の活動を報告する。資料として、協会事業報告から関連する部分の抜粋、代議員総会・理事会・常任理事会の経過概要等になる。2021 年度の報告にはあたらないが協会名で出した意見表明の文書を追加資料として用意した。

今回提案する事業報告案は、5 月 26 日開催の 2022 年度第 1 回理事会で決定された協会全体の事業報告の一部である。この後 6 月 9 日開催の代議員総会で報告される予定である。学校図書館部会

に関係する部分を抜粋して資料として用意し、報告・提案する。

資料 1-1 は、部会が理事会に提出したもの。部会が行ったことを簡潔にまとめている。夏季研究集会東京大会開催。著作権学習会を 2 回（2021.6.5 と 2022.2.19）実施。地方交付税についての要望書を、これは学校だけでなく図書館全体でまとめて協会から提出したところであるが、その案の学校部分についてのとりまとめ。「第 6 次学校図書館整備等 5 か年計画」に関連して、「学校図書館の整備・拡充を求める各会連絡会」2 回に参加。また、ブックレット『学校図書館とマンガ』『学校図書館施設設備基準』の作成に継続して取り組んでいる。

なお、施設設備基準は今回の総会に第二版を提案している。これが了承されればその内容で作成していく。『学校図書館とマンガ』についてはほぼ原稿が終わっている状況である。

部会の運営状況としては、部会報 3 回発行 (No.67~No.69) と、幹事会 5 回をウェブ会議含め会議開催。なお、関西で開催の幹事会はコロナ禍のため実現できていない。

資料 1-2 は、協会全体の事業報告の中から、学校図書館に関連する部分を抜粋したものである。

「はじめに」の部分で、2021 年 6 月に理事の改選に伴い理事長等が改選されたこと、代議員定数については、2020 年に理事会内にワーキンググループを設けて検討され、その報告のほとんどは実施されているが、定数についての部分の実施は見送られたこと、この見送られた部分については、代議員定数等検討委員会が新たに設置されることになったこと、などが記述されている。

著作権法改正については、2020 年度に協会として学校図書館も 31 条適用にするよう働きかけたが、実現しなかった。協会事業報告には、その後の法改正の要点である、国立国会図書館による入手困難資料のインターネット送信や図書館による図書館資料のメール送信等の記述がある。

「I 基本方針」の章の「3. 政策提言など図書館振興のための活動」の中の〈重点事業〉の一項として「学校図書館の整備・充実」の項があり、ここでは、先に述べた地方交付税に関する要望書の提出や、学校図書館の整備・拡充を求める各会連絡会」参加したことなどが記述されている。

「4. 図書館の振興」の部分では、「(1) 声明・要望・意見・ヒアリング等の意見表明」の中で、「エ 会計年度任用職員に関する提言(1 月 24 日)」(非正規雇用職員に関する委員会)があった。学校司書の多数が会計年度任用職員であることに関わる。

資料 1-3 は、理事会・常任理事会・代議員総会の 1 年間の経過をまとめたものである。

5 月 26 日の第 1 回理事会に、代議員定数等検討報告書が提出された。

6 月 10 日の第 1 回代議員総会で新しい理事・監事を選出。ここで上記報告書の内容が報告され、当時の小田理事長から、次の代議員選挙までに臨時代

議員総会を開催して定款を改正する必要がある旨発言があった。

同日代議員総会後に開催された理事会で、理事長等の選出がおこなわれ、植松理事長他副理事長・専務理事・常務理事が選出された。

7 月 15 日の第 3 回常任理事会で、中山監事から定款改正には反対という発言があり、すべての県から代議員を選出するための定款改正の提案は行わないとした。

8 月 19 日の第 3 回理事会で、上記について激しい議論があったが、多数決(賛成 12 反対 7 棄権 1)で定款改正は行わないことになった。

9 月 30 日の第 4 回理事会では、部会通則規程の改正が行われた。主に定款との整合性を図るための修正で内容的には従来通りである。このとき、部会役員の任期についても話題にあがった。部会通則規程では、再任は 2 回まで、「ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない」となっている。学校図書館部会では 2 回を超えて再任されているが、部会の事情を説明した。理事長から、そのことはただし書きに該当し変更はない旨発言があった。この理事会で、部会員から、著作権法については継続して取り組むべきという意見があったことを受けて、学校図書館を法 31 条に含めるための取り組みを、専門図書館部会や著作権委員会と協力して継続して取り組みたい旨発言した。理事長から、理事会に報告しつつ協会としてまとまって行動してほしい旨発言があった。理事会 終了後、代議員定数問題について意見交換を行った。

10 月 25 日、代議員定数と定款 13 条問題についての代議員への説明会が行われた。

11 月 25 日の第 5 回常任理事会では、代議員定数等検討委員会規程の制定を検討した。委員数は規程では 20 名以内とし、当面 16 名を予定する。その構成は、業務務執行理事 2 名、個人会員および部会選出理事 2 名、個人会員 6 地区各 1 名、部会選出各部会 1 名となった。個人会員各地区選出枠は地区選出理事が選考する(ただし、関東地区は公共図書館部会選出理事が選ぶ)。

また、非正規雇用委員会の設置期間延長を理事会に提案することとした。さらに 5 年間延長し、その中で主に学校図書館職員の調査をしたいとのことであった。

12月23日の第5回理事会で、代議員定数等検討委員会規程が決定した。公募で2名を追加する提案があり、委員数を18名とすることにした。非正規雇用委員会の設置期間延長を決定。代議員立候補状況の報告があり、欠員が出る県が多数あることが報告された。また、曾木聡子常務理事の辞任が報告され、この理事会では、補欠の候補を募って6月の代議員総会で選任する旨説明された。

2月10日の第7回常任理事会で「第6次学校図書館整備等5か年計画」の決定が報告された。2月19日開催予定の著作権学習会の申込者数が200名近いことを報告した。

2月24日の第6回理事会で、協会事業計画や予算が決定された。代議員総会の開催について、中山監事から、代議員総会のweb参加を出席とみなすのは時期尚早でありWeb参加者は事前に議決権行使すべきという意見があり、Web参加者は傍聴の扱いとし、事業計画や予算は「報告」扱いにすることになった。これらの案件はこれまでは議案扱いであったが、今後は報告扱いとなるようである。

3月10日の第2回代議員総会では、2022年度事業計画や予算が「報告」された。代議員定数等委員会規程も報告され、議論があった。曾木常務理事の後任を6月の代議員総会で選出すると報告された。代議員の立候補状況について、東京が欠員3、立候補ゼロが6県（定数各1）などが報告された。

4月21日の2022年度第1回常任理事会で、部会活動費（部会予算）が提示された。昨年度と同様である。学校図書館整備推進会議他3団体が、学校図書館の充実を求めるパンフレット『心と考える力を育むために—学校図書館の出番です—』を発行したことについて、部会がまとめて入手したことを報告し、求めに応じて各団体に送る場合の送料は協会が負担することを確認した。

5月12日の2022年度第2回常任理事会では、代議員定数等検討委員会について、個人・部会選出理事枠2名を除いて委員名が報告された。公募枠2名には3名から応募があった。公募枠をどうするかは理事会で検討することとした。

5月26日の第1回理事会では、代議員定数等検討委員会の公募枠は、応募の3名全員を委員に委嘱することを決定した。また、個人・部会選出理事枠2名を選出した。曾木常務理事の後任については、これまで6月代議員総会で決めると説明されてきたが、これは行わないことになり、業務執行理事は当面1名減のままにすることになった。

なお、5月には、部会員から、「学校教育情報化推進計画案」へのパブリックコメントが行われていることとその対応を求める意見があり、部会で案をとりまとめ、執行部と協議して理事長名で5月20日に意見を提出している。

（審議）

Q 第6次学校図書館整備等5か年計画について、評価できる点と課題をどうとらえているか。

A 今回の5か年計画の中に学校司書についての記述が数カ所あり学校司書の配置を課題としているように思えること、学校図書館支援センターについても記述があり、それらに文科省が関心を持っているように思える。それ以上は検討していない。

○ 予算化のベースは「図書」というのが課題だと思っている。今後を考えていく上で文科省が図書だけを蔵書として考えていることについて部会として声をあげてほしい。検討願いたい。もし機会があれば伝えてほしい。

以上の他に、特に異議なく、2021年度事業報告は了承された。

2. 2021年度会計報告

幹事会から、下記の通り、2019年度部会会計決算報告案が提案された。また、監査から、会計監査の結果、間違いなく処理されていることを確認した旨監査報告があった。特に異議なく、会計報告案は承認された。

2021 年度部会会計決算報告案

《収入》

部会活動費	530,000 円	
研究集会	260,000 円	
雑費	12,500 円	報告集売上
合計	802,500 円	

収入－支出＝残額 246,063 円は協会に返納

《支出》

夏季研究集会	345,708 円	謝金、報告集印刷費等
旅費交通費	0 円	幹事会交通費等
通信運搬費	157,679 円	郵送料、宅配料等
消耗品費	0 円	文房具類等
印刷製本費	15,109 円	部会報印刷等
会場借料	4,000 円	幹事会会場費
雑費	33,941 円	学習会講師謝金
合計	556,437 円	

3. 2022 年度事業計画について

高橋部会長（報告要旨）

2022 年度事業計画について、2 月 24 日開催の理事会で決定され、3 月 10 日開催の代議員総会で報告された協会事業計画（図書館雑誌 5 月号に全文掲載）をもとに、学校図書館に関係する部分を中心に抜粋して資料を用意し、この資料をもとに報告する。事業計画は理事会で決定済みの事項ではあるが、今後の部会の活動について皆さんで協議をお願いしたい。

資料 3-1 は、部会から協会に提出した部会事業計画である。「(1)講座・セミナー・研究集会等」では、夏季研究集会と、未定ではあるが学習会を必要に応じて開催することとしている。「(2)研究・資料収集」では、学校司書配置の状況把握とブックレットの作成をあげている。また、図書館政策企画委員会と協力して発行する『図書館政策資料 18 学校図書館関係資料 3』の編集を担当する。「(3)図書館振興に係る事業」では、学校図書館施策に関する提言等のほか、学校図書館にも著作権法 31 条を適用させるための取り組みをあげた。部会報も年 3 回の発行予定である。

資料 3-2 は協会事業計画から学校図書館関係事項の抜粋である。

全国図書館大会は群馬で開催。できればブックレット『学校図書館とマンガ』はここまでに発行したい。この本について、学校図書館分科会で 30 分ほど説明する予定である。非正規雇用職員に関する

委員会は、館種別に職員状況を報告する予定。学校部分は部会長が報告する。

図書館振興の活動では、第 6 次学校図書館整備等 5 か年計画を受けて、学校司書配置の課題のとりまとめおよび配置の改善を求める活動を行う。第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は 2022 年度が最終年度であり、第五次計画に向けて、必要な時期に意見表明を行いたい。

非正規雇用職員に関する委員会では、学校図書館職員に関する調査分析（調査方法の検討・準備）を行うことになっている。

管理運営に関しては、協会全体の会員数減少が課題とされている。

《協議》

Q 部会としての目指す方向や中長期のビジョンが分かりにくい。目標とそれに対するアクションをまとめて構造的な書き方をして頂きたい。部会が目指す図書館像をどのように世の中に認知させていくことを考えて、世の中が変わっている中でどう対応してどういう方向にもっていきたいかを出してほしい。そうでないと、新しく学校図書館に入ってくる人がたくさんいる中で、ここに行って学ぼうという魅力が出てこない。地域で孤立したり小さなグループで勉強している人たちも引きつけるように、こういうことを考えているからこういう事業なのかと分かるようにして頂けるとよいと思う。

坂本旬先生を迎えて夏季研を行っても、それに関する活動が見えないことを心配していた。SLAも情報化の研修などしているが、JLAがそこに関与していない。部会は高い専門性を持っているのだから、図書館の専門性を打ち出さないと、専任司書教諭でも学校司書でも世の中に認知されない。それはもったいないので、目的と戦略と活動をつなげて提案してほしい。

具体的には、情報化に関して、構造的かつ体系的に提案して頂きたい。今年度には間に合わなくても、今から検討して、来年度には提案できるように準備して頂きたい。

A 幹事に現職から離れる人も出るなかで、若手から新しい幹事を確保することもできず、今後のことを

考えて運営している。ご指摘については確かにその通りである。マンガのブックレットでも、学校司書の1校1名配置がないと実現しないなどのことを書いている。どういう職員配置が望ましいのかという前段の指摘にあたる部分になる。耳の痛いご意見だが、できる範囲でできることをやっていくしかない。
○ 今やっていることはいいが、問題意識がわかるように、例えばブックレットでも坂本先生中心に出すことをまず決めて、そこに若い新しい人の知見を取り込むような形で取り組んではどうか。新しい項目を立てれば新しい人も迎えられるので、今いる人だけでやるという発想ではなく、新しい項目を検討することで新しい人を引き込むという考え方で、情報化や著作権を含めて新しい課題に入れていただきたい。

4. 2022年度部会予算案

幹事会から、下記の通り2022年度部会予算案が提案された。特に異議なく原案通り決定した。

2022年度部会会計予算案

《収入》

部会活動費	530,000 円	
夏季研究集会	240,000 円	
雑収入	20,000 円	報告集売上等
合 計	790,000 円	

※収入科目に記載はないが、研究集会その他で必要が生じた場合、幹事会の議決により指定寄附の一部又は全部を収入とし、部会活動の費用に支出する。

《支出》

夏季研究集会	410,000 円	謝金、報告集印刷費等
旅費交通費	170,000 円	幹事会交通費等
通信運搬費	180,000 円	郵送料、宅配料等
消耗品費	5,000 円	文房具類等
印刷製本費	10,000 円	部会報印刷等
会場借料	10,000 円	幹事会会場費
雑費	5,000 円	
合 計	790,000 円	

5. 学校図書館部会規程改正案

中村副部長（説明要旨）

大きな改正としては、総会へのウェブ参加を認める条文(11条8項)と、書面による部会総会の条文(12条)を新たに設けることである。本日ウェブ参加していただいている方は現規定では傍聴の扱いになっているが、この改正が成立すれば、今後は正式参加とできる。この二年間書面による総会を行ってきたが、その根拠規定は理事会が臨時に時限規程

として制定したものであった。今後は部会規程で部会ごとに定めることになっているので、ここで提案する。関連して、13条には、幹事会もウェブ参加ができることを明示することを提案している。

そのほかについては、役員の定数の明確化、役員を部会役員に直すなどの文言修正である。

特に異議なく、部会規程改正案は原案通り議決した。

6. 学校図書館施設設備基準第2版案

幹事会から、学校図書館施設設備基準第2版案が提案された。

中村副部長（説明要旨）

今回の提案は、この間急速に情報化対応と、幹事会内での分かりにくいという指摘の検討をもとに修正を提案するものである。具体的な修正箇所は多岐にわたるので、個々の条文の説明は省き、ご質問等あればお答えしたい。

長谷川（担当幹事）（説明要旨）

メールでご意見ご質問を頂いている点について、あらかじめ説明したい。

この基準は、現在ホームページで公開しているが、ブックレットにもしたいと考えていたところ、この2年間コロナ禍のなかで場としての学校図書館への大きな影響があったことや、文科省「施設のあり方に関する調査検討協力者会議」の報告が出たことを受けての修正でもある。防災に関する考え方や、学校図書館を教育の中心とする考え方も提案されている。それらも受けての見直しである。

ご意見を頂いた、概略図を考えてはどうかという指摘には、ブックレット作成の中で検討して実現していきたい。

情報化推進についての項目を立ててほしいというご意見については、時期的な問題として、政府の推進計画はまだ公表されていない、この基準は総会を経て決定されるものなので、今回の改訂では直接それを反映することは難しいと判断している。各県の状況に差もあり、次の段階で対応したい。ポリシーとしては、教育の情報化の現場に与える影響も考えながら作成したものである、今回はこの内容で了承願いたい。

（審議）

Q 概略図については、情報化や防災、特別なニーズを抱える子どもたちの三つをポイントとして作成していただきたい。どこがポイントなのかを分かるように作成してほしい。

A そうして参りたい。

以上の質疑応答の後、特に異議なく、学校図書館施設設備基準第2版案は全会一致で採択された。

7. 「学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針－図書館利用に困難のある児童生徒のために－」一部修正について（報告）

幹事会から、「学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針－図書館利用に困難のある児童生徒のために－」の一部修正について報告された。

高橋部長（説明要旨）

2021年の夏季研でこの基本方針を報告したところ、参加者アンケートに、外国にルーツがある子どもたちに関する部分の修正を求める意見があった。監修者である野口武悟先生とも相談の上、それに関する部分を幹事会で一部修正するという形をとることとした。本日はその報告となる。

事前にメールでご意見頂いたタイトルについてお答えする。作成チームのなかでは「特別な」という言

葉を入れずにタイトルを作れないかをずっと考えていたが、この言葉を入れないと何のための文書なのか分かりにくく、このようになった。また、ユネスコの学校図書館宣言にも「通常の図書館サービスでは資料の利用ができない人に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない」の語があり、このようになった。作成チームのメンバーには、すでに退職・退会された方もあって、タイトルを変更するための適当な手続きはどうしたものかという事情もあり、このままでお願いしたい

(協議)

Q タイトルの「特別なサービス」について。新しいユネスコ図書館宣言がまもなく出るであろうという情勢であり、1999年の宣言を基にするのはいかなものか。現在の宣言も、英語の原文を見ると、「通常のサービスでは困難な子どもに対して」とある。この部分が重要で、そのニュアンスが失われているのが問題。どの本を見ても、特別なニーズに対応するサービスとある。「ニーズに対応する」が抜けてしまうと図書館的でない。この部分を省略しない方がよい。

障害者サービス委員会という名称を聞くと、障害者に対するサービスと思ってしまいが、委員の人は、障害者へのサービスではなく、通常のサービスに困難がある人へのサービスであると常に説明している。タイトルが独り歩きしてしまうこと、タイトルが省略されることで世間に認知されないことを危惧している。タイトルの一行目だけを聞くと、3Dプリンタを置くとか調理室を備えとかいったことも特別なサービスとなる。ニーズに対するサービスであることを示し

てほしい。一般の人でも誤解されずにわかるように考えていただきたい。

A 障害者サービス委員会の委員長にも相談し、このタイトルとなっている。そのときに助言を頂いてこのサブタイトルがついている。

Q サブタイトルでは駄目である。外部に紹介するときはタイトルのみがみられるので、サブではだめなのではないか。

A ご意見を承りました、としか今は申し上げられない。

Q 今後の検討の余地は残していただきたい。作成チームの一人一人にもぜひ意見を求めてほしい。

A タイトルについては、幹事会で検討したい。

○ 特別なサービスという言い方を避けるのが一般の流れである。対象者自身の立場で考えれば「特別」という言い方でないということも、ご検討願いたい。当面このタイトルで行くなら、サブタイトルは省略することのないようにして頂きたい。

以上で総会は終了した。

<参考> 公益社団法人日本図書館協会 学校図書館部会規程 (今回改正後)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会(以下「本法人」という。)の定款(以下「定款」という。)第50条の規定及び本法人の活動部会通則規程(以下「部会通則」という。)第9条に基づき、学校図書館部会(以下「部会」という。)の組織及び運営等に関して必要な事項を定め、部会の円滑で活発な活動に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は学校図書館部会と称する。

(部会の活動範囲と設置目的)

第3条 部会は、部会通則第4条第1項第4号に規定する学校図書館に係る活動のほか、調査研究その他必要な部会活動を行い、学校図書館の発展を図ることを目的とする。

(部会の事業)

第4条 部会は、部会通則第5条に基づき、定款第4条第1項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

2 前項の事業の実施に際し必要があるときは、学校図書館部会員以外の者を参加させることができる。

(関係団体との連携)

第5条 部会は、他の団体等との連絡を密にして、この部会の目的及び事業の推進を図るよう努めるものとする。

(部会の役員及び任期)

第6条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監査 1名

2 役員の任期は、2年とする。

3 補欠により選出された部会役員の任期は、選出された日から改選までとする。

4 前2項の規定にかかわらず、任期満了後も、この規程に基づく次期の役員選出が終了するまでの間は、なお部会役員としての権利義務を有する。

(部会役員選出方針及び再任)

第7条 部会役員の選出にあたっては、実効ある部会活動が確保されることを基本とし、あわせて個人会員と施設会員の協力提携を図るものとする。

2 部会役員は、2回まで再任されることができる。ただし、部会の事情等相当の理由がある場合は、この限りではない。

(部会役員の選出方法)

第8条 第6条第1項に定める部会役員は、部会の構成員の互選により選出する。選出手続きは、別に定める要綱により定める。

(部会役員の任務)

第9条 部会長は、部会を代表し、部会会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、部会の運営及び業務の執行の決定に参画するほか、正副部会長の指示をうけて部会会務の執行にあたる。

4 監査は、部会のすべての事項について任意に監査又は調査及び監察し、必要と認める場合は幹事会及び部会総会に意見表明及び勧告を行う。

(部会員への連絡)

第10条 部会長は、部会活動について図書館雑誌に掲載する等の方法により部会員への連絡を密にするように努めるものとする。

(部会総会)

第11条 部会総会は、部会通則第8条の定めるところによる。

2 部会総会は、部会長が招集する。

3 部会総会の議長は、部会総会において会員の中から選出する。

4 部会総会は、所属部会員の10分の1以上の出席(委任状及び代理者を含む)によって成立する。

5 部会総会における議決権は、部会を構成する一会員につき一個とする。

6 部会総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部会総会に付議する事項は次のとおりとする。

(1)部会通則その他本法人の諸規程において部会総会で定めることとされている事項

(2)部会事業報告及び決算

(3)部会事業計画及び予算

(4)前各号のほか、部会の運営にかかわる重要な事項で、幹事会が付議すべきとした事項

8 部会員は、幹事会があらかじめ電磁的方法による出席ができる旨決定した場合に、通信回線をとおして出席することができる。通信回線による出席は、第4項の出席者に含む。

(特例としての書面による部会総会)

第12条 部会総会は原則として前条により開催する。ただし、大規模な災害または伝染病の蔓延等、通常の部会総会を開催することができない場合には、特例として、幹事会の議決によって、全部会員への書面の送付(電磁的方法による送付または掲示を含む)とこれに対する部会員の表決を求めることで、総会に代えることができる(書面による総会)。

2 書面による総会を行うときは、部会長は、全部会員に対し、書面の送付等による総会を行うこと、および、審議事項と表決期限及びその方法等の必要事項を通知しなければならない。

3 書面による総会の議長役は、部会長が行う。

4 書面による総会の場合、前条第4項の出席者は、各議案ごとに、書面又は電磁的方法による表決の意思表示を行った者の数とする。

(幹事会)

第13条 部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、全幹事及び正副部会長によって構成される。

3 本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規程に基づく部会を代表する理事が、部会長のほかにある場合、その理事も幹事会の構成員となる。

4 幹事会の招集は、部会長が行う。

5 幹事会は、以下の職務を行う。

(1)部会総会の日時、場所及び目的である事項の決定

(2)部会総会に付議する議案の審議及び決定

(3)部会運営に必要な部会内諸規則・諸方針等の決定及び改廃

(4)この規程に別に定める事項の決定

(5)前各号に定めるもののほか、部会の運営及び業務執行に必要な事項の決定

6 幹事会は、構成員の過半数の出席（委任状及び代理者を含む）により成立する。

7 幹事会の議長は、部会長が行う。

8 幹事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 幹事会の構成員で出席できない者は、他の構成員又はあらかじめ登録した者に委任して、意見を述べ議決権を行使することができる。

10 部会長が、あらかじめ提案した事項について、幹事会構成員の3分の2以上が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、幹事会で可決した旨の決議があったものとみなす。

11 幹事会構成員の電磁的方法による出席は、第11条第8項の規定を準用する。

（本法人理事候補者の選出）

第14条 本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規定に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第10条第5項により、原則として部会長を候補者とする。

2 前項の場合で、部会通則第10条第5項ただし書きに基づき部会長以外の者を選出する場合は、部会総会で理事候補者を選出するものとする。

3 前項の規定により理事候補者に選出された者が理事となった場合、当該理事はその職務の遂行にあたり、部会との連絡及び連携に努めるものとする。

（本法人代議員の推薦）

第15条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長

は、幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。

2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

（部会の経費）

第16条 部会の経費は、部会通則第12条第1項の規定により、以下の経費をもってまかなう。

(1)本法人の部会活動配分経費

(2)研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金

(3)部会の活動を指定した寄付金及び補助金等

（本法人への報告）

第17条 部会長は、部会通則第13条の規定により、部会の活動状況を理事長に報告しなければならない。

（部会規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、部会総会の決議を経て、理事会の承認により行う。

附則

1 この部会規程は2016年5月28日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、社団法人日本図書館協会学校図書館部会規程（2011年5月21日最終改正）は廃止する。

3 この規程施行の際、旧部会規程の規定に基づき部会役員として選出された者は、それぞれこの規程によって選出された部会役員とみなす。

4 前項において「監事」として選出された者は「監査」とみなす。

5 2022年6月4日に一部を改正し、2022年*日*日から施行する。

*（幹事会注）

施行日は、この改正が理事会で承認された日となる。

部会からのお知らせ

NEW

◎夏季研究集会参加申込み・参加費払込みは7月15日までお願いします

すでにウェブサイト上からお申し込み頂いた方も、参加費の払込みをお忘れなきようお願いいたします。詳しくは、前号同封の要項(部会のホームページにも掲載されています)をご覧ください。

皆様のご参加をお待ちしております。

NEW

◎パンフレット『心と考える力を育むためにー学校図書館の出番ですー』を同封しています

このパンフレットは、公益財団法人文字・活字文化推進機構、公益社団法人全国学校図書館協議会、一般社団法人日本新聞協会、学校図書館整備推進会議の四者が共同で発行したものです。部会にも寄贈頂き、幹事会でも現場にとって有益な資料であろうと判断しましたので、今回同封することになりました。それぞれでどうぞご活用ください。

NEW

◎『学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針ー図書館利用に困難のある児童生徒のためにー』のタイトルについて

上記タイトルについての総会出席部会員からの意見・提案(総会報告記事参照)については、総会後の幹事会で検討しました。幹事会では、提案を支持する意見もありましたが、タイトルの変更には慎重な検討を求める意見や、変更の手順についても検討を要するなどの意見もあり、結論としては、当面はサブタイトルを生かしつつ、ユネスコの新しい学校図書館宣言を確認するなどしたうえで改めて検討することとしました。

NEW

◎今後の次号部会報発行予定《情報・原稿募集》

次号71号は2022年11~12月頃、次々号72号は2023年3月末頃発行の予定です。

部会員の皆様からの情報や原稿も募集しております。実践の情報や各種研究会の参加記、各地の状況など、皆様からの情報や原稿をどうぞお寄せ下さい。図書館関係の研究会・集会等の開催情報は、日時やテーマ等要点をまとめて掲載します。

メ切は発行予定時期の約1ヶ月前が目安になります。詳しくは部会までお問い合わせ下さい。

◎部会 ML へのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しています。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス(gakutobukai@jla.or.jp)宛にご連絡下さい。参加にあたっては、(1)氏名(本名)(2)日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています)(3)所属(ない方は不要)(4)メールアドレスをお知らせ下さい。※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎部会ホームページをご覧ください

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。

→ <http://www.jla.or.jp/school/index.html>

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます／皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしております。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。